

論文の内容の要旨

論文題目 ドイツ連邦共和国における被追放民の統合

氏名 川喜田敦子

第二次世界大戦末期、ソ連軍の侵攻とともにドイツ東部、東欧からドイツ系住民の自発的な逃亡、立ち退きが始まった。戦闘が終息した後には東欧諸国民による自然発生的な追放行為が行なわれ、さらにポツダム会談で、オーダー＝ナイセ川以東のドイツ東部領を割譲して暫定的にポーランドの統治下に置くことと並んで、東欧諸国に残留するドイツ系住民の大量移住を行なうことが決定されると、この協定に基づくドイツ系住民の強制移住が開始された。この一連の経過はドイツ連邦共和国 (BRD) では「追放 (Vertreibung)」、ドイツ民主共和国 (DDR) では「移住 (Umsiedlung)」と総称され、その過程で発生した大量の難民はそれぞれ「被追放民 (Vertriebene)」「移住民 (Umsiedler)」と呼ばれた。BRD で人口の 20%、DDR では 25%近くを占めたこれらの難民を統合することは、戦後ドイツの重要な課題となった。

占領期から 1950 年代にかけての東西ドイツにおける被追放民統合政策を比較すると、両者のあいだには著しい相違が確認できる。ソ連占領地区では、占領初期から被追放民の統合を援助するための措置がとられた。しかし、それらの援助措置は 1947 年には早くも財政的な危機に陥り、継続が困難になっていった。一方、この時期には、冷戦の激化に伴って共産主義諸国への経済的依存が強まり、東部国境問題を早急に解決する必要性が高まる中で、被追放民の統合への圧力も急速に強まった。この状況の中でドイツ社会主義統一党は、「移住民問題は解決された」と一方的に宣言することにより、被追放民に対する特別の援助措置を次々に縮小させていった。ソ連占領地区では、早

期から、被追放民の迅速な統合を阻害するという名目でかつての故郷の歴史や文化についての記憶は抑圧され、組織化が禁じられて被追放民どうしの人的つながりも切断されていった。とくに「移住民の統合が完了した」と言われるようになった後は、「移住民」が彼ら特有の困窮状態に置かれているということが否定されたばかりか、「移住民」という呼称の使用が禁じられ、「移住民」という枠でくくられるべき住民集団そのものも存在しないことにされてしまった。これ以降、DDRにおいて「移住民」はタブーテーマとなった。

一方、BRDでは、1949年の緊急援助法、1952年の負担調整法、1953年の連邦被追放民法などの被追放民関連の諸立法に基づく様々な統合援助措置により、被追放民の社会経済的統合が進行した。BRDの被追放民統合政策の特徴は、このように社会経済的統合を促進する一方で、文化的な同化を避けようとしたという点にあった。DDRの状況とは対照的に、BRDでは、被追放民の文化を保護することを連邦ならびに諸州に対して義務づけた連邦被追放民法第96条に基づき、被追放民の集団としてのアイデンティティの保護が進められた。同規定に基づく連邦政府の文化保護の実施は、助成金による財政援助という形態を取った。連邦被追放民省、連邦全ドイツ問題省、連邦内務省、外務省の各省の助成を受けて、東部ドイツの文化団体、被追放民組織、教会の組織、青少年を対象とした文化活動に携わる組織が活動を行なっていたほか、芸術活動、出版、文書館・博物館・図書館、東方教育、研究などの各分野に対してもこの規定の枠内で助成が行なわれた。

被追放民の文化的アイデンティティを保護するという発想は、DDRの同化政策に対するアンチテーゼとして打ち出された構想であった。BRDおよびDDRでは、被追放民統合政策やその成果の優劣が体制そのものの優劣に読み替えられ、自己の体制を正当化するために利用された。BRDでは、DDRにおいて被追放民の集団としてのアイデンティティが抑圧されたことがボルシェヴィズムと結びつけられて批判され、共産主義化の防止という観点から被追放民の文化を保護することに積極的な意味が与えられた。一方、DDRでは、被追放民に帰郷の可能性を示唆し、集団としての彼らの存在を維持しようとするBRDは新たな戦争を準備する「帝国主義国家」として批判され、「平和を希求する国家」としてのDDRと対置された。BRDにおける被追放民の文化保護政策は、このような東西ドイツ間の対抗関係の中から生じてきた発想であった。

被追放民の文化を保護するという決定は、被追放民の文化を保護するのか抑圧するのかという單なる統合方法の選択の問題ではおさまらない意味をも有していた。BRDにおいて、被追放民には、旧東部領回復要求と反共産主義という政治的な基本コンセンサスを体現する存在としての役割が与えられたためである。被追放民の文化を保護し、集団としての彼らの存在を国民の中に意識化しておくことは、彼らが体現する基本コンセンサスの意識化、強化につながることであった。旧東部領

問題や反共産主義に関わる政治的利害に照らして、連邦政府は被追放民の文化事業に干渉した。連邦被追放民法第 96 条に基づく助成を受けて行なわれた研究プロジェクト『追放の記録』の場合には、編纂した史料集を東部国境問題の交渉に際してドイツ側に有利な証拠として役立てようとする連邦被追放民省と純粹に学術的な立場から編纂を進めようとする学術委員会の方針のあいだにそれが生じたため、連邦被追放民省はこの史料集の編纂作業に厳しく介入した。連邦被追放民省は、被追放民の統合に関する論文集『西ドイツにおける被追放民』の場合にも、編集段階で連邦政府の意に添わない方針が打ち出された場合に干渉し、研究成果の出版を阻止するだけの権限を維持しつづけた。また、東方研究の場合にも、助成対象となった研究機関には、BRD の政治的利害に即し、連邦政府の意向を汲んで研究を進めることが期待されていた。政府による助成は、他方では、被追放民の政治的要求が一定以上に急進化することを妨げる役割をも果たした。例えば、被追放民の統合組織であり、旧東部領回復要求の急先鋒として知られる「被追放民同盟」は財政基盤の大部分を政府の助成金に依存していたが、被追放民の内部で組織の意義が失われるにしたがって国家や政党の機関への依存を一層強め、その影響下に置かれることになった。このように、被追放民の文化事業に対して政府が助成を与えるということは、当該の活動を活性化させ、促進するという意味で被追放民の側からの要請に応えるものであったと同時に、財政的に援助を行なうことによって活動の方向性に干渉し、統制を加えるということでもあった。

被追放民が東部領回復要求と反共産主義という基本コンセンサスを体現する存在として位置づけられ、彼らの文化がそのような政治的文脈の中で保護されたことは、「被追放民の故郷」と呼ばれた東部地域の歴史、「追放」および統合の歴史など、被追放民と結びつけられた歴史の解釈に大きな影響を与えた。このことは、単なる個々の史実の解釈を超え、歴史認識を媒介としたナショナルアイデンティティの構築に関わる問題としてとらえなければならない。

旧東部領回復要求と反共産主義を背景として、BRD では、第二次世界大戦におけるドイツ人の被害体験である「追放」が、ナチの暴力支配や侵略戦争という加害の記憶から切り離されて強調される傾向が生じた。また、東方研究教育活動の振興の重要性に関して党派を超えた幅広いコンセンサスが形成され、その下で、ナチ期に東方拡大を正当化した戦前の東方研究と人的、制度的、内容的連續性をもつ研究が政府の助成を受けて続けられていくことにもなった。ドイツ人の文化的貢献を中心に据えた東欧史解釈、東方侵略を心理的に準備したスラヴ人に対する蔑視観、ナチの侵略、占領政策への東方研究の荷担に対する反省は、1950 年代には、とくに東方研究の内部においてはほとんど見られない。1950 年代に行なわれた被追放民の文化保護およびそれを規定した政治的文脈は、ナチの過去に対する反省に立脚した批判的歴史認識の醸成や、それを根幹に据えたナショナルアイ

デンティティの構築には阻害的に作用した。

被追放民の文化保護は、戦後ドイツがナショナルアイデンティティの基盤をどこに置こうとしたかという問題とも密接に関わっていた。BRDでは、DDR、旧東部領まで含めた戦前のドイツ帝国の全領域が統一されたひとつのドイツとして存在しつづけているという前提の下に、その認識に立脚するナショナルアイデンティティの構築が試みられた。その際、失われた旧東部領との結びつきを国民の意識の中に維持する役割を与えられたのが被追放民という存在であった。オーダー・ナイセ線を国境として承認したDDRでは、東部につながる記憶を抑圧する一方、国土を放棄したという事実から逆に積極的な価値を引き出すことが試みられた。それが、国土喪失の原因たるナチ体制との決別を掲げる反ファシズム国家、また東欧諸国との友好関係の中で平和を希求する国家としての自己認識であった。国土喪失と分断に直面して、BRDは過去の国民国家の記憶の基盤の上に、DDRは国土を放棄するという決断の上にナショナルアイデンティティを構築しようとして、それぞれ、被追放民の存在を利用し、またタブー化したのである。

東部領の喪失、冷戦下での東西分断、被追放民問題は1950年代のBRDにおいて互いに密接に関連しあっていた。被追放民の統合をこの連関の中でとらえることは、被追放民の流入がBRDに及ぼした影響を、戦後ドイツ社会が第二次世界大戦の帰結とどのように向き合い、第二次世界大戦の過去とどのように取り組み、その中でどのようなナショナルアイデンティティを構築していくのかという問題との関連において考えることになる。